

氏 名	くら しま たか ゆき 倉 島 孝 行
学位(専攻分野)	博 士 (農 学)
学 位 記 番 号	農 博 第 1594 号
学位授与の日付	平 成 19 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	農 学 研 究 科 森 林 科 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	1990年代民主化期タイにおける森林消失の政治的メカニズム

論文調査委員 (主 査) 教 授 太 田 誠 一 教 授 武 田 博 清 教 授 小 林 愼 太 郎

論 文 内 容 の 要 旨

タイ国の森林地周辺における土地利用は1990年代には全体としては安定しつつあったが、東北部や北部ではなお森林の消失と耕地化が進行していた。本論文は、1990年代のタイにおける森林消失メカニズムを政治的視点から明らかにすることを目的に、森林消失の主な舞台となった国有林内の占有農地に焦点を当て、政党、森林局他官僚組織、国軍、農民組織、環境NGO等の諸アクターが、同年代の民主化の中で繰り広げた政治対応を、占有農地形成の歴史的経緯を踏まえつつ解析したものである。具体的には、首都での国有林地政策の決定を巡る政治過程を関連法令・公文書・報道記事等の文書情報を分析することにより解明すると同時に、森林消失が進行した実際の農山村における土地利用変化や国有林地関連政策の執行状況を関係者への聞き取り等の現地調査によって明らかにし、中央と地方を舞台に諸アクターが民主化の中でどのように応答し森林消失が進んだのかを論証している。

第1章では、1990年前後におけるタイ全土ならびに東北部における土地利用や国有林内占有農地の実態を分析し、当時、東北部だけで51万戸276万人が国有林内に居住し、その農地は56万ヵ所208万 ha に及んだこと、また全国では113万戸523万人の国有林内占有農民が存在し、同農地は154万ヵ所496万 ha に及んだことを明らかにした。

第2章では、このような国有林内占有農地が形成された歴史的経緯とその原因について論考している。その結果、特にタイ東北部の農民は、伝統的に「開拓移住」と呼ばれる指向を持ち耕地の外延的拡大によって人口増に対応してきたこと、一方で国家・森林局は排他的な国有林管理制度を指向、導入し、1960年代以降、保全林・保護林などの指定面積を拡大していたこと、そして、これら二つの要因が、国有林内における占有農地の形成を引き起こす素地であったことを明らかにした。

第3章では、国有林内における占有農地の形成原因をより具体的に分析し、タイの国有林地指定法が農地の重複を回避する方策を規定していたにもかかわらず、森林局の制度設計・適用上の問題、1970年代における政府による占有農民への迎合的な政策、ならびに共産ゲリラ勢力との内戦下での治安維持対策のため、それら回避方策は機能せず国有林内の占有農地の拡大に繋がったことを論証した。

第4章では、内戦終結後における国有林内占有農地を巡る国軍、森林局、大政党、占有農民間での攻防とその要因を分析し、内戦に勝利し政治的優位を獲得した国軍と軍事政権に支持された森林局が、管轄領域を維持する目的で占有農民に域内での暫定耕作権を与えた結果、1980年代初頭に100万余に及んだ国有林内占有農民の世帯数は1990年代に至るまで減少することなく温存されたことを明らかにした。

第5章では、1990年代における国有林内占有農地に関わる政策とそれを巡る政治展開を分析し、占有農地の合法化が進められた1990年代前期と、それに続き逆に国有林地の維持・拡大が指向された1990年代後期に区分されることを明らかにした。1990年代前期の国有林内占有農地の合法化政策は、民主化の下での占有農民組織による運動の活発化と、農村票の拡大によって政権を握った民主党による占有農民優遇政策の結果であったことを示した。また、1990年代後期の再森林化政策は、「森林保護派」農民・民衆組織の台頭とそれに追随した与党による政策転換の結果であったことを明らかにした。更に、

1990年代前半には「農地」化政策を利用した政府与党とその関係者への利益誘導が行なわれ、そのことが1990年代後半における再森林化政策の契機となったことを併せて明らかにした。

第6章では、国有林内占有農地を内包する農山村での実際の土地利用動態と関連政策の形成背景ならびに執行実態を分析し、1990年代民主化期を通じ一貫して森林の耕地化が進行したのは、占有農民の組織化とその活発な運動展開、占有農民との摩擦を回避しようとした森林局による再森林化政策の不執行のためであったことを論証した。

第7章では、旧来の非民主的政治体制の中で形作られた国有林指定制度・体制にその組織的存続を依拠する森林局が、1990年代における民主化の流れの中で大政党や農民組織に攻撃され、違法な伐採や開墾を取り締まれない又は取り締まらない状況へ追い込まれたことを論証するとともに、1990年代タイにおける森林の消失・耕地化が、1990年代以前の歴史的経緯の中で形成・維持された国有林内占有農地の存在を基底とし、複数の利害関係アクターが民主化に伴う政治構造の転換を受けて相互に繰り広げた適応的・対応的応答の結果として進行したことを結論した。

論文審査の結果の要旨

熱帯林消失の原因解析において法や政策展開等への着目の重要性が特に1990年代以降認識され、土地利用の不安定領域における土地所有権の農民への付与が森林の消失を促すとする仮説が提唱された。しかし、こうした仮説を実証した研究例は熱帯アジアではほとんど存在せず、未だ土地利用が不安定な熱帯地域における森林政策の健全な展開を図るためには、過去の森林消失を例に取りその政治的メカニズムを明らかにすることが重要である。本論文は、東南アジアで最も激しい森林消失を経験したタイを対象に、同国で民主化の進んだ1990年代に焦点を当て、非民主的体制から民主的体制への移行・成熟過程における、森林消失の政治的メカニズムを明らかにしている。評価すべき点は以下のとおりである。

1. 1990年代民主化期のタイにおいて国有林内占有農地の合法的農地化と再森林化という二つの異なる政策局面が出現したことを示し、そうした政策傾向が同時代の政治構造のみならず、過去における内戦時の治安対策や非民主的な体制下での国有林地の維持・拡大政策など歴史的経緯にも規定されていたことを明らかにした。
2. タイ農民による伝統的な耕地の外延的拡大指向と、森林局による管轄地の排他的管理という互いに対立する二つの特性が1990年代にも存続していたことを示し、民主化の流れの中で、農民の耕地拡大指向は占有農民の組織化と運動の活発化ならびに政党政治を介して維持され、一方森林局は森林そのものよりも森林地に対する権益を優先した結果、森林の新たな耕地化が引き起こされたことを明らかにした。
3. 1990年代タイの首都と農村双方における森林政策の展開を分析し、国有林内占有農地に関わる政策内容と現地におけるその執行実態の間には乖離が存在し、それが政策決定時の各アクター間の政治力学と、各アクターによる権益確保を前提とした関連政策に対する適応的・対応的応答との間に存在した乖離の結果であったことを明らかにした。

以上のように、本論文は、タイにおける国有林地に関連する法令・公文書・統計・報道記事等の解析結果と、現地調査によって得た知見とを統合し、1990年代民主化期タイにおける森林消失の政治的メカニズムを複数のアクターの視点から解明したもので、林政学、地域開発学、東南アジア土地利用史に寄与するところが多い。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成18年12月15日、論文ならびにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。